

策 定 第8期介護保険事業計画 しました 第9期高齢者福祉計画

表1 第8期計画（令和3～5年度）における第1号被保険者（65歳以上）の段階別保険料

| 段階 | 区分 | 基準額に対する割合 | 年間保険料 |
|------|---|---------------|------------------------|
| 第1段階 | 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税、世帯全員が町民税非課税で本人の前年の合計所得と課税年金収入額の合計額が80万円以下 | 50% | 35,400円 (34,800円) |
| | | 30% (軽減後) | 21,240円 (20,880円) |
| 第2段階 | 世帯全員が町民税非課税で本人の前年の合計所得と課税年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下 | 75% | 53,100円 (52,200円) |
| | | 50% (軽減後) | 35,400円 (34,800円) |
| 第3段階 | 世帯全員が町民税非課税で本人の前年の合計所得と課税年金収入額の合計額が120万円を超える | 75% | 53,100円 (52,200円) |
| | | 70% (軽減後) | 49,560円 (48,720円) |
| 第4段階 | 世帯員に町民税が課税されているが本人は町民税非課税で本人の前年の合計所得と課税年金収入額の合計額が80万円以下 | 90% | 63,720円 (62,640円) |
| 第5段階 | 世帯員に町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で本人の前年の合計所得と課税年金収入額の合計額が80万円を超える | 100% (基準額) | 70,800円 (69,600円) |
| 第6段階 | 本人に町民税が課税されていて本人の前年の合計所得金額が120万円未満 | 120% | 84,960円 (83,520円) |
| 第7段階 | 本人に町民税が課税されていて本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満 | 130% | 92,040円 (90,480円) |
| 第8段階 | 本人に町民税が課税されていて本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満 | 150% | 106,200円 (104,400円) |
| 第9段階 | 本人に町民税が課税されていて本人の前年の合計所得金額が320万円以上 | 170% | 120,360円 (118,320円) |

※（ ）内は第7期計画における保険料の金額です。
 ※第1段階から第3段階の保険料は公費による軽減後の金額です。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料を改定

第8期計画では、人口減少と高齢化の進行により、被保険者数の減少が見込まれる一方、介護サービス量は横ばいを見込んでいます。これに伴う介護保険料の基準額の設定にあたっては、介護給付費準備基金からの取り崩し額を活用することで、第7期計画に対して月額100円増に抑え、県内の平均水準を維持しています。

介護保険制度がなかったら…

令和元年度に町の介護保険事業から支出した介護サービス給付費は約10億円で、要介護・要支援認定者一人あたり約174万円となります。もしも介護保険制度がなかったとしたら、経済的負担だけでなく、心身の負担も大きく、安心して生活することができなくなることが考えられます。

高齢化の進行とともに介護給付費も増加傾向にあり、誰にでも介護に関わる可能性があることから、支え合いによって成り立つ介護保険制度へのご理解をお願いします。

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が創設されてから21年が経過しました。その間、介護サービス基盤の充実とともに介護を必要とする高齢者とその家族の生活を支える仕組みとして定着し、また、医療の進歩や国民の健康志向の高まりと相まって、平均寿命・健康寿命ともに延伸しており、人生100年時代ともいわれるようになりました。

今月号では、介護保険の仕組みやサービスについて紹介します。

介護保険の仕組み

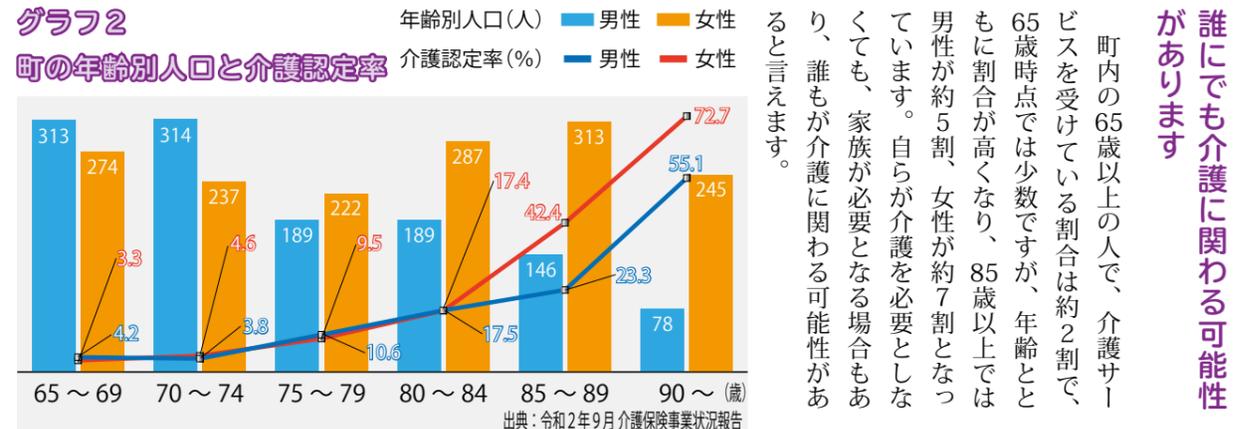
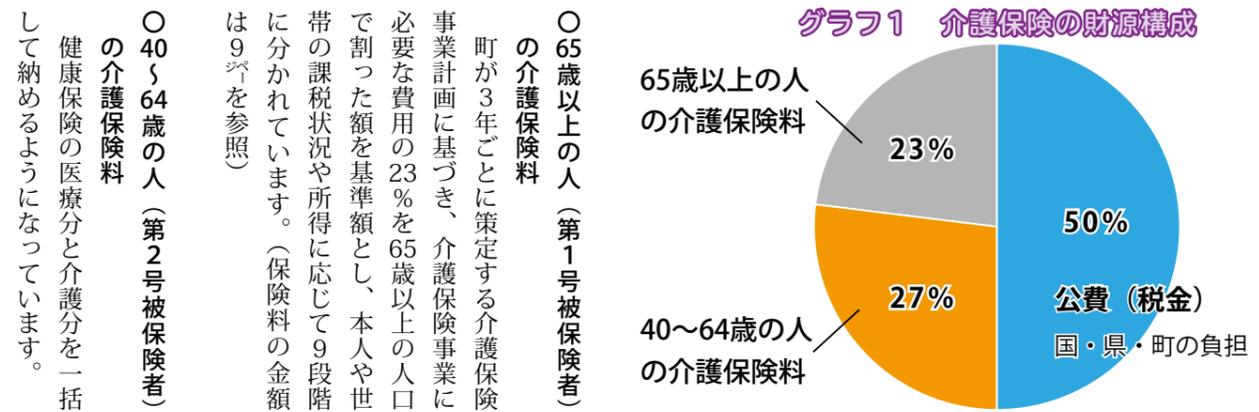
介護保険は、誰にでも起こりえる介護への不安を減らし、安心した生活が送れるよう、支え合いの理念に基づき、共同で保険料を負担し、病气や加齢などによる身体機能の低下で介護を必要とする人に介護サービスを提供する仕組みです。

介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき運営

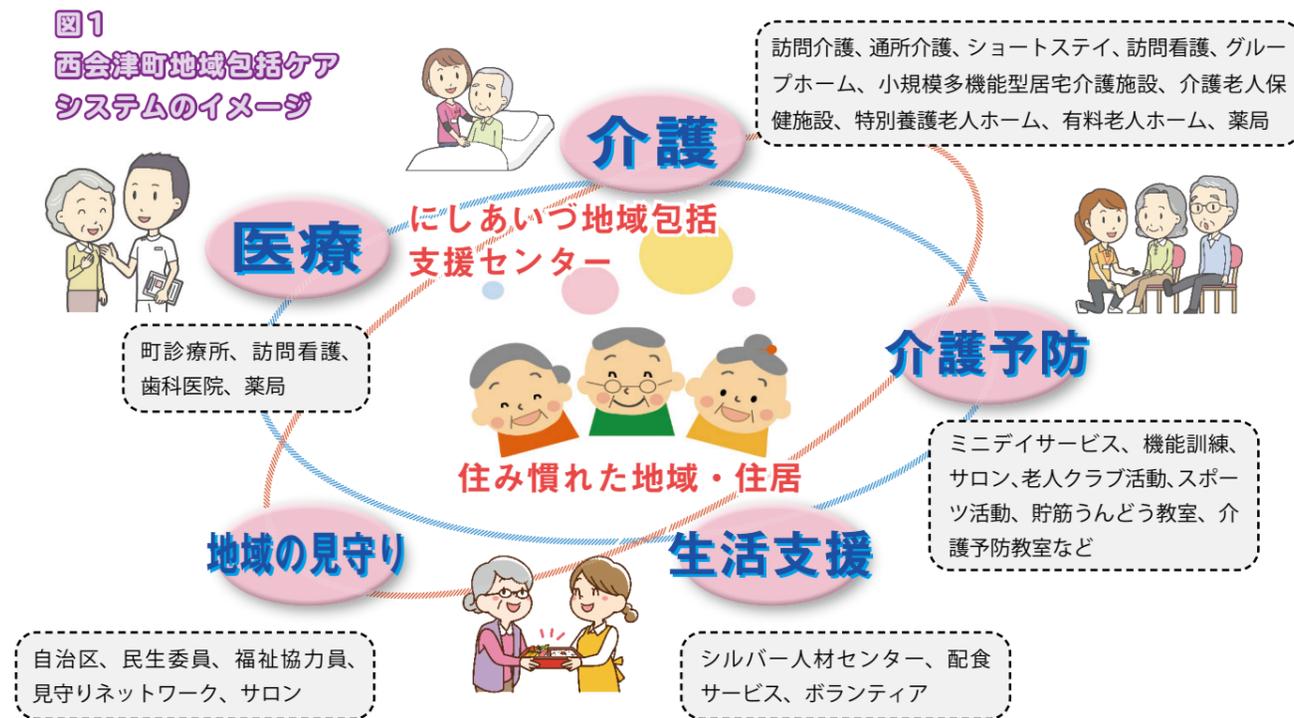
介護保険事業は、3年間を期間とする「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づいて運営を行います。計画では、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためのさまざまな施策を盛り込むとともに、介護サービスの利用量や給付費の推計を行い、事業運営に必要とする介護保険料を定めています。

介護保険の財源

介護保険制度は、40歳以上の人が納める保険料と、国・都道府県・市区町村が負担する公費（税金）を財源に運営しています。



共にささえ合い、いつまでも自分らしく、生きがいを持って安心して暮らせる、
高齢者にやさしいまち「にしあいつ」を目指して



基本方針 その1
地域包括ケアシステムの深化と推進

住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、「介護予防」「生活支援」「地域の見守り」「医療」「介護」を一体的に切れ目なく支援する仕組みづくりを進めます。

基本方針 その3
認知症施策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で支え合いながら暮らしていける社会の実現に向けて、認知症に対する理解の促進と認知症の人とその家族を支援する取り組みを進めます。

基本方針 その5
高齢者を支える体制づくり

介護人材の確保と育成、地域の見守り、生活支援サービスの充実、人生の最終段階で自らが希望する医療や介護などの選択と意思決定（人生会議）への支援などの取り組みを進めます。

基本方針 その2
元気高齢者の支援と介護予防の推進

高齢者がいきいきと生きがいを持って日々の生活が送れるよう、地域での交流や自らの能力を発揮できる場づくりを支援して、生きがいづくり、健康づくり、介護予防の取り組みを進めます。

基本方針 その4
成年後見制度の利用促進

認知症などによる判断能力が低下し、意思決定が困難になった人の生活を支えるため、周知や相談支援体制を整え、制度の利用促進に努めます。

基本方針 その6
介護保険事業の円滑な運営

介護を必要とする高齢者が安心して質の高いサービスを利用できるサービス基盤の確保に取り組むとともに、今後のサービス利用の推移や町民のニーズなどを踏まえて施設整備に関する方向性を検討します。

介護が必要となったとしても自分らしい生活を送るために
できるだけ自分の能力で過ごせることが理想ですが、介護保険制度は、加齢による心身機能の低下のほか、疾病や怪我などにより介護が必要な状態となったとしても、単なるお世話ではなく、その人の持つ「できる力」に着目した介護を通して状態の維持改善を図り、その人らしい生活の実現へとつなげることを理念としています。

その人の状態に応じた過不足のない介護サービスを提供
全国共通の方法による介護認定と、介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成するケアプランにより、心身の状況に応じた適切な介護サービスが提供される仕組みになっています。

要介護状態の重度化を防ぎ、住み慣れた環境のもとで自分らしい生活を送るためには、日頃の健康づくりとともに、軽度の段階で適切な支援を受けながら、心身機能の維持回復に努めていくことが大切です。

介護保険サービスを利用するまでの流れ

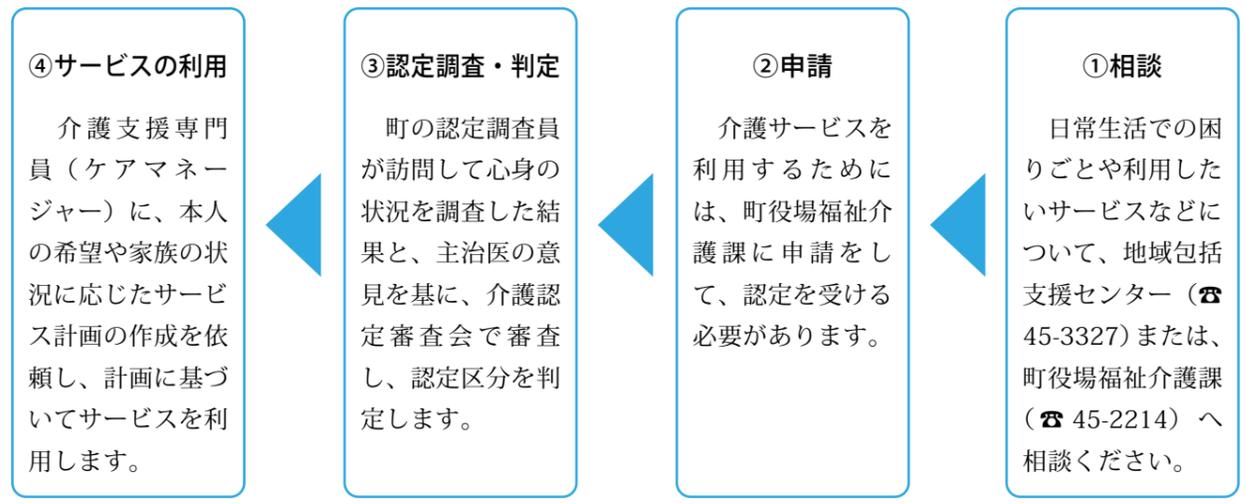


表2 要介護（要支援）認定区分

| 区分 | 状態像の目安 |
|------|---|
| 要支援1 | 基本的な日常生活動作はほぼ自立しているが、症状の進行を防ぐために一部介助が必要な状態。 |
| 要支援2 | 日常生活動作を行う能力に低下が見られ、部分的な介助が必要な状態。 |
| 要介護1 | 立ち上がりや歩行が不安定で排泄、入浴などで一部介助が必要。 |
| 要介護2 | 起き上がりが自力では困難で、排泄、入浴などで一部または全介助が必要。 |
| 要介護3 | 立ち上がり、歩行、移動などがほぼ自力ではできない状態で、排泄、入浴、衣服の着脱などで全介助が必要。 |
| 要介護4 | 立ち上がり、歩行、排泄などが自分で行えず、生活の多くの場面で全面的な介助が必要。 |
| 要介護5 | ほぼ寝たきりの状態で、生活全般について全面的な介助が必要。 |

奥川地区周辺の在宅生活を支える介護サービス拠点として 西会津町小規模多機能型居宅介護施設「高陽の里」が開所しました

小規模多機能型居宅介護施設とは…

利用者の希望に応じて、「通い」「泊まり」「訪問」のサービスをひとつの場所で組み合わせて利用できる施設です。町内では西会津しょうぶ苑（啓和会）に続く2つ目の施設で、社会福祉法人にしあいづ福祉会が指定管理者となり、サービスの提供を行います。

これまで、町内の介護施設は町の中心部に集中していたことから、高陽の里が開所したことにより、奥川地区周辺の在宅生活を支える拠点となる新たな介護サービスの提供体制が整いました。



小規模多機能型居宅介護施設の利点

- ・「通い」「訪問」「泊まり」のサービスの契約が1回で済み、柔軟に利用できることで介護者の負担軽減につながる。
- ・生活に合わせてサービスを利用することができる。
- ・月額定額制で、回数を制限することなく利用することができる。※食事代・宿泊時の部屋代は別料金。
- ・アットホームで顔なじみの職員からサービスを受けることができる。

高陽の里のサービス利用については☎49-2005まで気軽に相談ください。

町内で利用できる介護保険サービス

短期間施設に入所して受けるサービス

- ショートステイ(短期入所生活介護・短期入所療養介護)
さゆりの園・憩の森(にしあいづ福祉会)
本人の機能回復や家族の介護負担軽減のため、特別養護老人ホームや介護老人保健施設に短期間入所して、日常生活の介護やリハビリなどを受けることができます。

【要支援1・2、要介護1～要介護5】

施設に入所して利用するサービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
さゆりの園(にしあいづ福祉会)
常時介護が必要で、自宅での生活が困難な人を支援するための施設で、食事、入浴、トイレ等の日常生活上の介護や、機能訓練、療養上の支援が受けられます。【原則：要介護3～要介護5】

- 介護老人保健施設
憩の森(にしあいづ福祉会)
日常生活の介護やリハビリを受けながら在宅復帰を目指す施設で、医学的な管理のもとで機能を回復するためのリハビリテーションを中心とした介護や、日常生活上の支援が受けられます。

【要介護1～要介護5】

- グループホーム(認知症対応型共同生活介護)
グループホームのぞみ(にしあいづ福祉会)
西会津しょうぶ苑グループホーム桐(啓和会)
西会津しょうぶ苑グループホームおとめゆり(啓和会)

介護を必要とする認知症の人が、家庭的で落ち着いた雰囲気の中でスタッフの介護を受けながら共同で生活する施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

【要支援2、要介護1～要介護5】

- 介護付き有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)
しなのきホーム西会津(なごやか)
介護付きの有料老人ホームで、自宅での生活が困難になった人が入居し、必要な日常生活上の介護や支援が受けられます。

【要支援1・2、要介護1～要介護5】

訪問を受けて利用するサービス

- ホームヘルプサービス(訪問介護)
西会津町訪問介護事業所(にしあいづ福祉会)
訪問介護員(ヘルパー)が居宅を訪問し、食事、入浴、排泄などの身体介護や、掃除、洗濯、調理などの生活援助を行います。

- 訪問看護
西会津町訪問看護事業所(西会津診療所)
看護師などが居宅を訪問し、主治医の指示のもと、療養上の世話や必要な診療の補助、リハビリなどを行います。

通所して利用するサービス

- デイサービス(通所介護)
さゆりの園デイサービス(にしあいづ福祉会)
デイサービスセンターに通い、食事・入浴などの日常生活の支援や、生活行為向上のための支援が受けられます。

- デイケア(通所リハビリテーション)
憩の森 通所リハビリテーション(にしあいづ福祉会)
介護老人保健施設に通い、身体機能回復や生活行為向上を目的としたリハビリテーションと食事や入浴などの日常生活上の支援が受けられます。

日常の生活動作を支えるサービス

- 福祉用具貸与
歩行補助具、車いす、ベットなど、日常の生活動作を助けるための福祉用具を貸与します。

- 福祉用具購入
入浴やトイレなどに使用する福祉用具を購入した際に、給付割合に応じた額を支給します。(申請が必要です)

- 住宅改修
手すりの取り付けや段差解消などの改修を行う場合、20万円を上限に給付割合に応じた額を支給します。(事前申請が必要です)

※福祉用具・住宅改修を利用する際は、担当の介護支援専門員へ相談してください。